



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月10日（金） 第10081号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農政課）	2
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計管理課）	2
<b>告 示</b>	
○知事指定薬物の指定（薬務課）	3
○県民労働相談センター設置規程の一部を改正する告示（労働政策課）	4
○道路の区域変更（道路管理課）	5
○道路の供用開始（同）	5
<b>公 告</b>	
○土地利用基本計画の変更（地域創生課）	5

■ 規則

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年三月十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第七号

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(昭和三十八年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第十二条の四第四号を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第八号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表使用料の項中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、同表手数料の項第一号中「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第一項第一号及び第二号」に改め、同項第九十五号の五中「別表第四」を「別表第五」に改め、同項第九十七号中「第十号」を「第六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第一号の表手数料の項第一号の改正規定は令和五年三月二十七日から、同表使用料の項中第四号を削り、第四号の二を第四号とする改正規定は令和五年四月一日から施行する。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第60号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド（通称名 para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）及びその塩類
- (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン（通称名MET）及びその塩類
- (3) (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1V-LSD）及びその塩類
- (4) 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン（通称名3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和5年3月11日

◎群馬県告示第六十一号

県民労働相談センター設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和五年三月十日

群馬県知事 山本 一 太

県民労働相談センター設置規程の一部を改正する告示

県民労働相談センター設置規程(平成十二年群馬県告示第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「及び同規則第三十一条に規定する県民労働相談センター(以下「センター」と総称する。)」を「(以下「センター」という。)」に改める。

第二条第二項中「労働政策課にあつては」及び「高崎行政県税事務所及び太田行政県税事務所にあつては行政県税事務所長を」を削り、同条第三項中「労働政策課にあつては」及び「高崎行政県税事務所及び太田行政県税事務所にあつては次長及び総務振興係職員を」を削る。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎群馬県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	矢島大泉線	邑楽郡明和町矢島857番地先から同郡同町同900番の3地先まで	前	10.4～32.0	237.0
			後	18.5～26.5	237.0

◎群馬県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	矢島大泉線	邑楽郡明和町矢島857番地先から同郡同町同900番の3地先まで	令和5年3月10日

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課、嬭恋村、高山村及び東吾妻町に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和5年2月7日
- 2 変更内容 森林地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111